

署受付印
税務署

平成 年 月 日
税務署長殿

所管

業種目

概況書

要否

青色申告

一連番号

整理番号

事業年度(至)

売上金額

申告年月日

通帳日付印

確認印

庁指定

局指定

指導等

区分

年月日

申告区分

法人税

中

期限

地方法人税

中

期限

期限

納税地

電話() -

事業種目

法人名

経理責任者
自署押印

旧納税地及び
旧法人名等

代表者
自署押印

代表者
住所

添付書類

貸借対照表、損益計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書

別表一(三) 特定の医療法人の分.....平二十八・四・一以後終了事業年度等分(平二十八・一・一前開始事業年度等用)

平成 年 月 日 事業年度分の法人税

申告書

適用額明細書提出の有無

有

無

平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税

申告書

税理士法第30条の書面提出有

有

税理士法第33条の2の書面提出有

有

中間申告の場合 平成 年 月 日

の計算期間 平成 年 月 日

この申告書による法人税額の計算

所得金額又は欠損金額 (別表四「47」の①)	1	十億	百万	千	円	控除	所得税の額 (別表六(一)「13」)	14	十億	百万	千	円
法人税額 (45)	2					税	外国税額 (別表六(二)「20」又は別表六(五)「16」)	15				
法人税額の特別控除額 (別表六(六)「25」+別表六(七)「22」+別表六(九)「23」+別表六(十三)「28」+別表六(十一)「24」+別表六(十三)「25」+別表六(十四)「29」+別表六(十五)「24」+別表六(十六)「35」+別表六(十七)「10」+別表六(十八)「22」+別表六(十九)「15」+別表六(二十)「21」+別表六(二十一)「28」+別表六(二十二)「12」)	3					額	計 (14)+(15)	16				
差引法人税額 (2)-(3)	4					の	控除した金額 (10)	17				
リース特別控除取戻税額 (別表六(二十四)「31」)	5					計	控除しきれなかった金額 (16)-(17)	18				
土地課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三(二)「25」+別表三(三)「20」)	6				000	算	土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	19				0
同上に対する税額 渡金 (19)+(20)+(21)	7					土地譲渡税額の 内訳	同 上 (別表三(二)「28」)	20				0
法人税額計 (4)+(5)+(7)	8				00	同 上 (別表三(三)「23」)	21				00	
仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額	9					この申告による 還付金額	所得税額等の還付金額 (18)	22				
控除税額 ([(8)-(9)]+(16)のうち少ない金額)	10					中間納付額 (12)-(11)	23					
差引所得に対する法人税額 (8)-(9)-(10)	11				00	欠損金の繰戻しによる 還付請求税額	24					
中間申告分の法人税額	12				00	計 (22)+(23)+(24)	25					
差引この申告により納付すべき法人税額 (11)-(12) (中間申告の場合はその税額とし、 マイナスの場合は、(23)へ記入)	13				00	この申告前の所得 金額又は欠損金額 (48)	26					
						この申告により納付 すべき法人税額又は 減少する還付請求税額 (52)	27				00	
						欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)+(別表七(二)「21」又は別表七(三)「10」)	28					
						翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 (別表七(一)「5」の合計)	29					

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (8)+(8の外書)	30	十億	百万	千	円	この申告による還付金額 (35)-(34)	37	外						
所得地方法人税額 (47)	31					この申告前の 課税標準法人税額 (55)	38					000		
外国税額の控除額 (別表六(二)「50」又は別表六(五)「48」)	32					この申告により納付 すべき地方法人税額 (59)	39					00		
仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除地方法人税額	33					還する金 融機関 と			銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所	郵便局名等	預金		
差引地方法人税額 (31)-(32)-(33)	34				00	口座 番号			ゆうちょ銀行の 貯金記号番号			-		
中間申告分の地方法人税額	35				00	※税務署処理欄								
差引確定地方法人税額 (34)-(35) (中間申告の場合はその税額とし、 マイナスの場合は、(37)へ記入)	36				00									
決算確定の日		平成			年									

税理士
署名押印

印